

台東区運賃協議会設置要綱

制定令和 6 年 5 月 9 日

(設 置)

第 1 条 地域の実情に応じた適切な旅客運送の運賃及び料金（以下「運賃等」という。）に関する事項を協議するため、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 9 条第 4 項の規定に基づき、台東区運賃協議会（以下「運賃協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第 2 条 運賃協議会は、運賃等に関する事項を協議するものとする。

(構 成)

第 3 条 運賃協議会は、台東区地域公共交通会議（台東区地域公共交通会議設置要綱（平成 26 年 3 月 13 日付 25 台都交第 510 号）に規定する台東区地域公共交通会議をいう。以下「交通会議」という。）の委員のうち、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 台東区長が指名する者
- (2) 一般旅客自動車運送事業者の代表者又はその指名する者
- (3) 住民又は利用者の代表
- (4) 国土交通省関東運輸局東京運輸支局長又はその指名する者
- (5) 交通会議の会長（前各号に掲げる者のいずれかが交通会議の会長でない場合に限る。）

(任 期)

第 4 条 委員の任期は、交通会議の委員の任期と同様とする。

(運 営)

第 5 条 運賃協議会に会長を置き、交通会議の会長をもって充てる。

2 会長は、運賃協議会を代表し、会務を総括する。

3 運賃協議会の議決の方法は、出席委員の全会一致によるものとする。

(庶 務)

第 6 条 運賃協議会の庶務は、都市づくり部交通対策課において処理する。

(その他)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、運賃協議会の運営に関し必要な事項は、運賃協議会に諮り、会長がこれを定める。

付 則

この要綱は、令和 6 年 5 月 9 日から施行する。